

特定都市河川指定の制度他について

福山河川国道事務所
令和6年7月



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

改正特定都市河川浸水被害対策法の概要(令和3年11月全面施行)

- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画(河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同)の策定、河川管理者等による施設整備の加速化、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進



※赤字は令和3年法改正により新たに追加された事項

改正特定都市河川制度に基づく取組み

雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による1,000㎡※以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することができる**制度を創設**

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≥30m³（条例で0.1～30m³の間で基準緩和が可能）
- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- 対象：地方公共団体

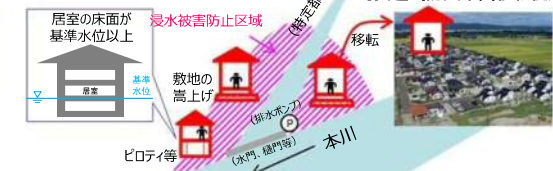


浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする
被災前に安全な土地への移転を推進（防災集団移転促進事業※等）



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能



貯留機能を有する土地のイメージ

雨水貯留浸透施設の例

特定都市河川指定から対策実施までの流れ

- 特定都市河川・流域では、河川整備の加速化とともに雨水の流出抑制や水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の対策を推進。
- そのために、①3つの要件を満たす河川を**特定都市河川として指定**後、②流域の関係者で構成する「**流域水害対策協議会**」を設置し、③浸水被害防止の対策等をまとめた「**流域水害対策計画**」を策定。

■特定都市河川指定から対策実施までの流れ

特定都市河川の指定要件

以下の要件1～3の**すべてに該当**

要件1 都市部を流れる河川

要件2 著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ

要件3 河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状態若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難



① 特定都市河川 指定

② 流域水害対策協議会 設置

※都道府県は任意

③ 流域水害対策計画 策定

浸水被害防止に向けて対策を実施

浸水被害防止の対策

【河川整備】

- ・河道掘削
- ・遊水地の整備
- ・排水機場の整備
- ・輪中堤の整備

【下水道整備】

【流出抑制対策】

- ・雨水浸透阻害行為の許可
- ・雨水貯留浸透施設の整備
- ・田んぼダムの取組
- ・ため池の活用

【保全調整池の指定】

【浸水被害防止区域の指定】

【貯留機能保全区域の指定】

など

特定都市河川制度のメリット

★特定都市河川制度（法制度）は、令和3年度に「流域治水」の実践に向けてリニューアル。

○各分野横断的な計画の策定・意思決定プロセスの明確化

- ・「流域水害対策協議会」を設置し、河川管理者・下水道管理者・都道府県・市町村など流域関係者が参画
- ・河川、下水道、まちづくり、農林業など、各分野横断的な流域対策を検討し、「流域水害対策計画」を策定
- ・協議会での議論を通じて、浸水被害防止対策の意思決定プロセスが明確化

○河川整備の加速化

- ・特定都市河川流域における対策を推進するため、河川整備の予算措置において一定の配慮（重点化）

○流域対策における予算補助・税制上の特例措置等

①予算補助（特定都市河川浸水被害対策推進事業）

- ・流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用
- ・地公体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備
- ・二線堤の整備（貯留機能保全区域・浸水被害防止区域）
- ・排水施設の整備（貯留機能保全区域）
- ・宅地嵩上げ等又は家屋移転（貯留機能保全区域・浸水被害防止区域）

②税制上の特例措置

- ・固定資産税の減免（雨水貯留浸透施設）
- ・固定資産税・都市計画税の減免（貯留機能保全区域内の土地）

③その他

- ・国有地の無償貸付・譲与（雨水貯留浸透施設）

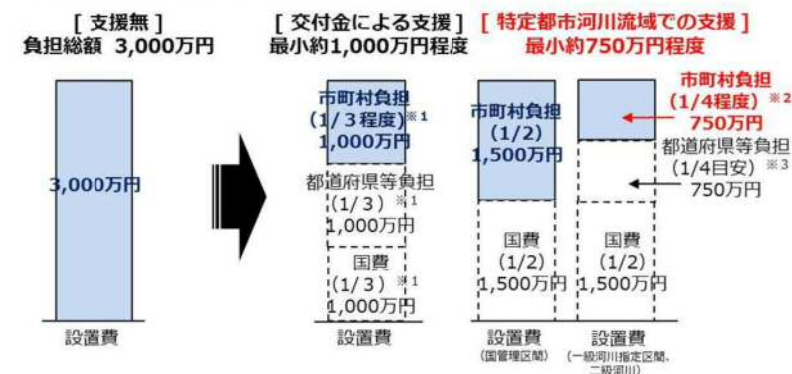
■ 雨水貯留浸透施設整備の支援

＜交付金による支援＞（R3.4～）

予算：国の補助率：1/3 但し、民間企業等が実施する場合は、地方公共団体が助成する額の1/2

＜特定都市河川流域での支援＞（R3.11～）

予算：国の補助率：1/2



特定都市河川の指定等の状況（令和6年4月1日時点）

（令和6年4月1日時点）

特定都市河川浸水被害対策法の
平成16年5月施行以降、

24水系327河川 が指定済み

改正法の

令和3年11月改正全面施行以降、

16水系263河川 が指定済み

指定済み 24水系327河川

法改正後 16水系263河川 約2年間

（令和 3年11月1日 改正法全面施行）

R5年度 11水系159河川

R4年度 4水系 86河川

R3年度 1水系 18河川

法改正前 8水系 64河川 約17年間

（平成15年6月11日公布）

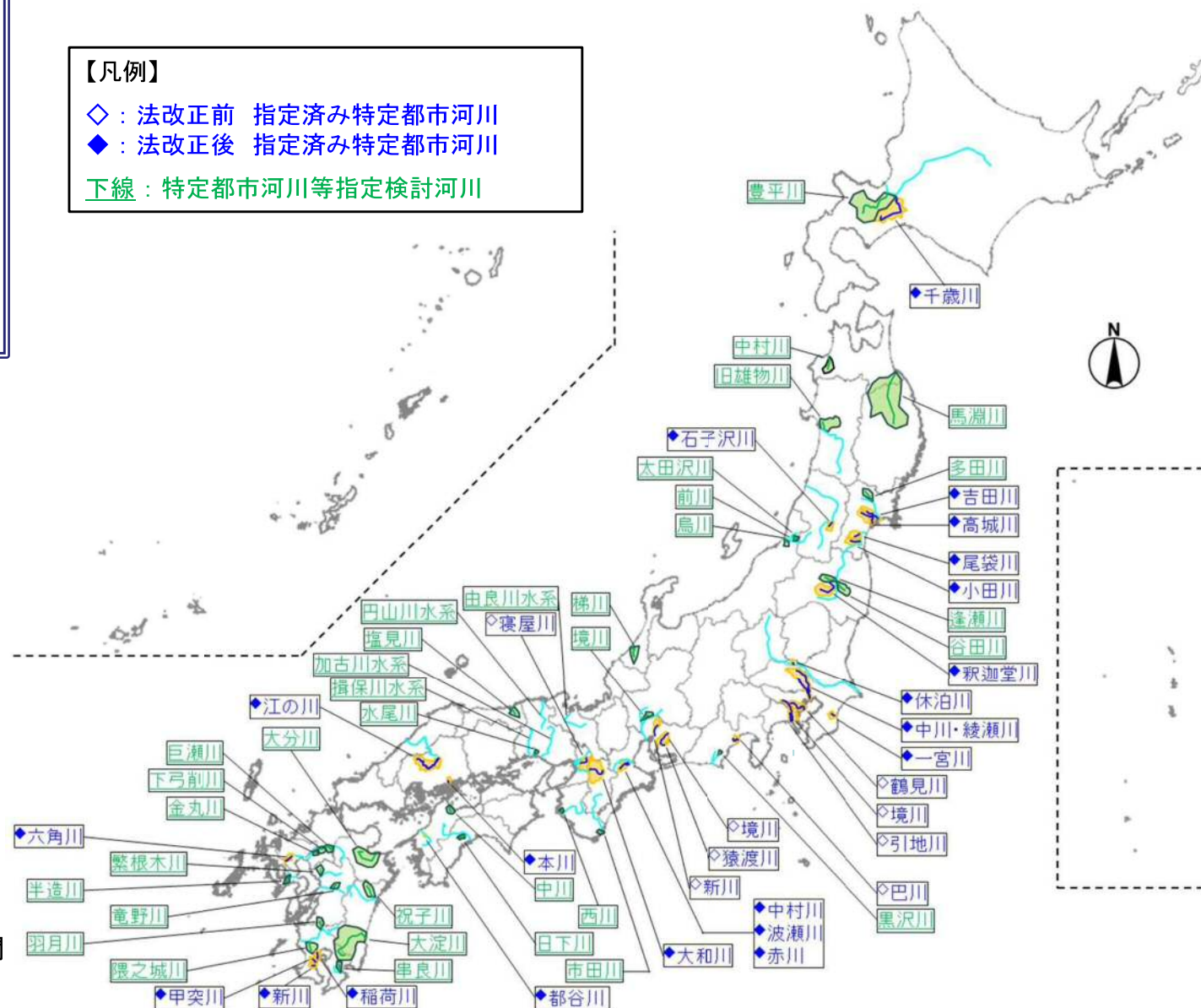
（平成16年5月15日施行）

【凡例】

◇：法改正前 指定済み特定都市河川

◆：法改正後 指定済み特定都市河川

下線：特定都市河川等指定検討河川

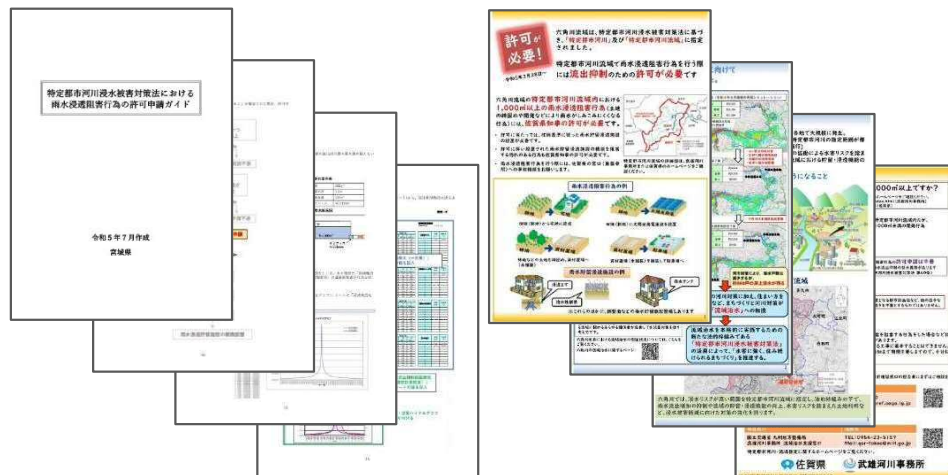


白地図（国土地理院）を加工して作成
水系が記載された河川は水系内の指定対象について検討中（図は本川直轄区間のみ表示）

特定都市河川のポータルサイトの開設

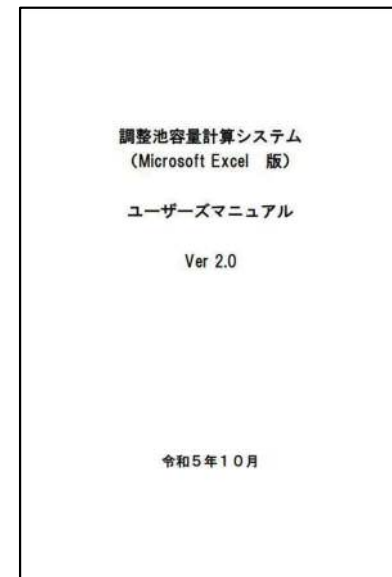
- 特定都市河川浸水被害対策法に関する各制度の活用を促進するため、特定都市河川の指定等に関連する各種情報を掲載した「**特定都市河川ポータルサイト**」を開設（令和5年11月1日）。
- ポータルサイトでは、様々な自治体による**雨水浸透阻害行為の技術指針**や、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加抑制に必要な**雨水貯留浸透施設の容量等を計算できるシステム**等を掲載。

✓ 雨水浸透阻害行為の許可

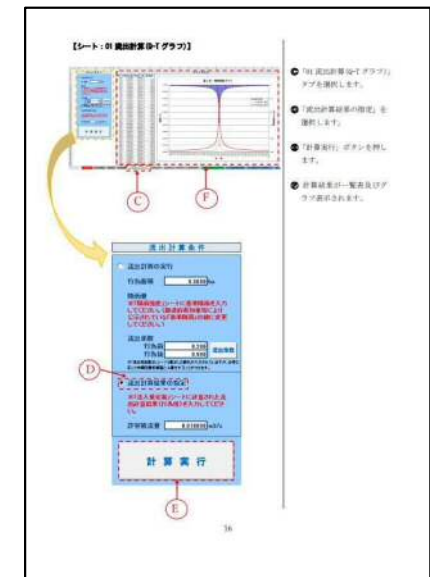


審査・申請に関する技術指針等資料

リーフレット、パンフレット等



調整池容量計算システム



地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為の許可等に係る事務の参考となるよう、先行自治体における雨水浸透阻害行為の許可等の技術指針等を掲載しています。

宅地等にするために行う土地の形質の改変などの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために設置する雨水貯留浸透施設の必要容量等を概算することができる「貯留池容量計算システム」とそのマニュアルを公表しています。

>>> 今後も情報の更新、コンテンツの追加を実施していきます

令和 6 年 6 月 7 日
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
水災害リスクコミュニケーション推進室

水災害リスクコミュニケーションポータルサイトを開設しました！ ～水災害リスクの減少・分散・回避に向けて～

国土交通省では、今般、主に民間企業や行政機関などが、自らの水災害リスクを確認し、平常時において主体的な減災行動を取ることができるよう、有益な情報を一元的に集約した「水災害リスクコミュニケーションポータルサイト」を開設しました。

今後、水災害リスクを軽減するための取組事例などの情報も充実させながら、水災害リスクコミュニケーションを推進して参ります。

<水災害リスクコミュニケーションポータルサイト>

https://www.mlit.go.jp/river/risk_communication/index.html

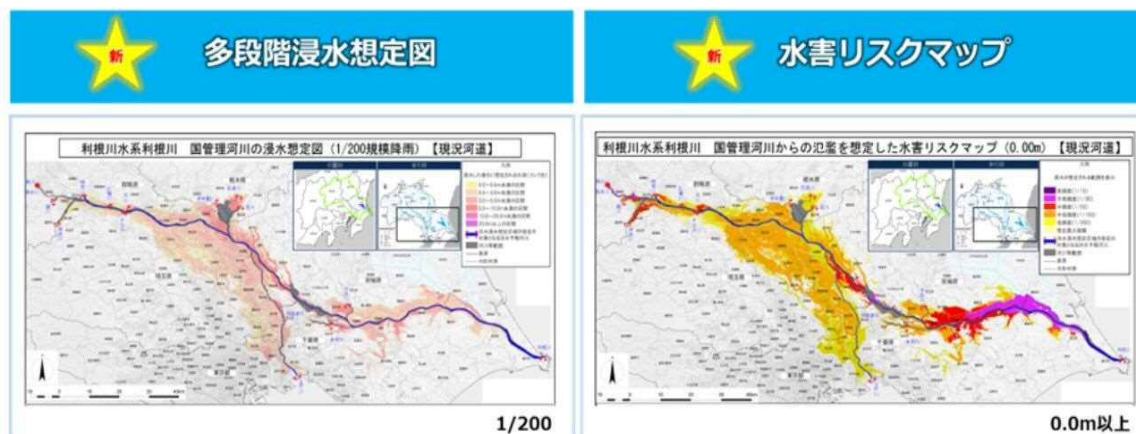
<水災害リスクコミュニケーションポータルサイトの活用方法>

○ ポータルサイトでは、知りたい事項ごとに情報の使い方などを紹介しています（一例）。

- ・ 水災害リスク情報にはどのようなものがあるのかを知りたい
- ・ 【浸 水】 浸水の範囲や深さが知りたい
- ・ 【浸水頻度】 浸水の頻度を知りたい
- ・ 【家屋倒壊】 氾濫時に家屋の流出や倒壊のおそれがある箇所を知りたい
- ・ 【土砂災害】 土砂災害の危険性・避難のタイミングを知りたい
- ・ 水災害のリスクと不動産情報

○ 例えば、「【浸水頻度】 浸水の頻度を知りたい」では、

水害リスクを踏まえた土地利用や住まい方の工夫の検討、企業の立地選択の検討などの目的として作成している多段階浸水想定図、水害リスクマップ（浸水頻度図）の見方や確認できるリスク情報を解説しています。



＜水災害リスクコミュニケーションとは＞

近年、気候変動の影響による水災害が激甚化・頻発化する中、平時からあらゆる関係者が水災害リスクに関する情報を共有し、意思疎通・相互理解を図ることにより、水災害リスクを減少・分散・回避するための行動を促すこと。

【問い合わせ先】

（水災害リスクコミュニケーションポータルサイト全般）

水管理・国土保全局 総務課 課長補佐 近

TEL 03-5253-8111（内線 35122）（直通）03-5253-8435

（洪水リスク情報に関すること）

水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室 水防企画官 ^{しらはせ}白波瀬

TEL 03-5253-8111（内線 35453）（直通）03-5253-8460

（土砂災害リスク情報に関すること）

水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課 地震・火山砂防室 企画専門官 平澤

TEL 03-5253-8111（内線 36152）（直通）03-5253-8468



111企業・団体等を 「流域治水オフィシャルサポーター」に認定！

～企業・団体等による新たな流域治水の普及・啓発の始動～

国土交通省では、あらゆる関係者との連携の下、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」を促進するため、流域治水の推進に取り組む企業等を「流域治水オフィシャルサポーター」として認定しています。

今般、111の企業・団体等を令和6年度「流域治水オフィシャルサポーター」に認定しました。

今後、認定企業・団体等の取組と併せて、国土交通省でもその取組を幅広く周知することで、更なる流域治水の普及・啓発に取り組んでまいります。

1. 実施内容

サポーターは、以下のいずれかの取組を通じて流域治水を推進します。

- ・企業・団体等のウェブサイト、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
- ・流域治水に関する広報資料の配付・掲示、アナウンス
- ・各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介
- ・貯留施設の設置など自らが流域治水に資する取組を実施
- ・流域の上流地域と下流地域の連携を推進する取組
- ・自治体等との防災協定の締結、避難所としての場所の提供等防災活動への積極的な参加
- ・その他、流域治水に資する取組

2. 流域治水オフィシャルサポーター 一覧

別紙のとおり

3. 流域治水オフィシャルサポーター制度 特設ページ

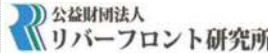
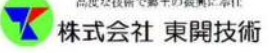
各流域治水オフィシャルサポーターの主な取組は、以下のページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html>（国土交通省 HP）

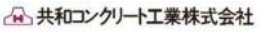
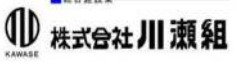
問い合わせ先：流域治水 関係省庁会議※ 流域治水オフィシャルサポーター事務局
水管理・国土保全局 治水課 萩原（内線 35542） 大和田（内線 35538）
代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8452

※水害の激化に対応するために「流域治水」の推進を目的とし設置された「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」の略。行政機関相互の緊密な連携・協力と総合的な検討を行うために、関係16省庁で組織。

流域治水オフィシャルサポーター 一覧(R6.5.24時点)

 株式会社エコロジーサイエンス	 株式会社アラソフトウェア	 株式会社ニュージェック	 株式会社 ヤマウ	 一般社団法人日本損害保険協会	 西江建設株式会社	 富士コントロール株式会社
 新太平洋建設株式会社 新太平洋建設株式会社	 ベルテクス株式会社	 一般財団法人 北海道河川財団	 荒川ビジョン推進協議会	 株式会社日立製作所	 三井共同建設コンサルタント株式会社	 宮坂建設工業株式会社
 一般社団法人環境文化研究所	 株式会社田中地質コンサルタント	 アジアエンジニアリング株式会社	 株式会社 三弘	 一般社団法人中部地域づくり協会	 株式会社 藤井組	 旭建設 株式会社
 株式会社 建設技術研究所	 一般社団法人 パブリックサービス	 日本工営株式会社	 株式会社 水倉組	 大塚ウエルネスベンディング株式会社	 日本ヒューム株式会社	 公益財団法人リバーフロント研究所
 因幡堰土地改良区	 大日本ダイヤコンサルタント株式会社	 株式会社 IHI	 株式会社 技研製作所	 一般社団法人東北地域づくり協会	 佐幸測量設計株式会社	 一般財団法人国土技術研究センター
 一般財団法人河川情報センター	 MS&ADインシュアランス グループホールディングス株式会社	 りゅうちんネットワーク	 スズキ株式会社	 株式会社 東開技術	 勇建設株式会社	 株式会社関口建設
 一般社団法人 中国建設弘済会	 株式会社 福田水文センター	 株式会社静岡新聞社	 静岡放送株式会社	 株式会社日立パワーソリューションズ	 三井住友海上	 アゼックス株式会社
 飯田環境保全会	 損害保険ジャパン株式会社	 株式会社東京建設コンサルタント	 株式会社毎日新聞社	 日本トイレ研究所 特定非営利活動法人 日本トイレ研究所	 やまがた メイカーズ ネットワーク	

流域治水オフィシャルサポーター 一覧(R6.5.24時点)

 株式会社 久保田建設	 株式会社ティディエー	特定非営利活動法人 みさと田園空間クリエーターズ	 一般財団法人 石狩川振興財団	 株式会社 田中組	特定非営利活動法人 信濃川大河津資料館友の会	有限会社 モリケン
 株式会社 かみえちご測地	 ダイホーコンサルタント株式会社	 株式会社 ダイワ技術サービス	 アース製薬株式会社	 共和コンクリート工業株式会社	 パシフィックコンサルタンツ株式会社	 一般社団法人 みなみあそ観光局
 セントラルコンサルタント株式会社	 株式会社 エイト日本技術開発	 エヌエスティ・グローバルリスト株式会社	 株式会社 川瀬組	 インフラテック株式会社	 株式会社リブテック	 株式会社プロテックエンジニアリング
 草野作工株式会社	 オフィス気象キャスター株式会社	 公益財団法人 全国土木コンクリートブロック協会	 アジア航測株式会社	 一般財団法人 日本気象協会	 株式会社ドーコン	 特定非営利活動法人水・防災機構
 特定非営利活動法人 気象と地域防災フォーラム	 昭和コンクリート工業株式会社	 旭洋設備工業株式会社	 特定非営利活動法人 ウェザーフロンティア東海	 日之出水道機器株式会社	 気象キャスターネットワーク 特定非営利活動法人 気象キャスターネットワーク	 日本興業株式会社
 株式会社 日水コン	 一般社団法人 北陸地域づくり協会	 群馬県コンクリートブロック事業 協同組合	 いであ株式会社	 植村建設株式会社	 乗田工業株式会社	 ケイセイマサキ建設株式会社
 株式会社建設技術コンサルタンツ	 岩田地崎建設株式会社	 八千代エンジニアリング株式会社	 株式会社ヤマチコーポレーション	 一般社団法人北部九州河川利用協会	 東京海上日動火災保険株式会社	 沖電気工業株式会社 ソリューション統合SE部
 大和ハウス工業株式会社	 西日本技術開発株式会社	 株式会社 吉田測量設計	 山国川流域森林組合	 株式会社 荏原製作所	 北土建設株式会社	

企業WEB ページでの 周知活動



イベント時の チラシ配布・ パネル展示



令和5年度 流域治水オフィシャルサポーターの活動例

認定企業数: 62

社内研修・ 外部向け セミナー開催



流域治水の オリジナル 教材作成

流域治水 親子シール遊びキット



～全国の優良事例、先進事例を取りまとめ～

この優良事例集は、流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取組を実践する際の参考となるよう、全国の優良事例、先進事例を取りまとめたものです。

取組の目的・実施主体・支援制度・推進のポイント等を分かりやすく簡潔にまとめ、地域の特性等に応じた各施策の効果的な実践や、関係者間の連携につながることを期待しています。

＜事例集の一部＞

18 災害危険区域

雄物川水系雄物川
(秋田県秋田市)

輪中堤整備と災害危険区域指定を
組み合わせた効率的な治水対策

推進のポイント

○過去幾度も洪水被害を受けてきた無堤部の集落を洪水被害から守るため、秋田市と河川管理者が連携して治水対策を検討。

◎河川管理者により、河川敷等災害対策特別緊急地域で地区を守る防中堤を整備。周辺地域を秋田市が災害危険区域として指定することで、効率的な治水対策を実施。

事例概要

雄物川では、平成29年7月洪水において住宅や農地が浸水するなど甚大な被害が発生しました。治水対策として中干堤を整備するとともに、堤外地での浸水被害を防止するため、建築基準法第39条の規定に基づき、秋田市災害危険区域に関する条例により、災害危険区域を指定（秋田市）しました。

平成29年7月出水状況

PRポイント

③秋田市による対象地区住民への意向調査結果を受けて、家屋が集積する範囲を輪中堤で守る治水対策を決定。

④ 輪中堤の周辺に新たな住宅の立地を抑制するため、住宅の新規立地規制を定めた災害危険区域を指定。

取組前後の変化

● 輸中堤の整備により、令和5年7月洪水では、輸中堤の堤外地（災害危険区域に指定された範囲）は冠水したものの、外水氾濫を防止し家屋浸水被害を回避。

問い合わせ 秋田県秋田市新田町吉田建設事務所 TEL:019-833-3769

1

29 浸水対策（耐水化・止水壁等）

矢作川水系矢作
(愛知県岡崎市)

止水板等設置工事費補助制度
浸水被害を防止・軽減するための自助活動の支援

推進のポイント

- 被害対象を減少させるための対策として、市民の自助活動をサポートする止水板等設置費補助制度を創設。
- 浸水被害の防止や軽減を図ることのできる止水板等を設置する市民に対し補助金を交付。

車例變更

被害対象を減少させるための対策として、「止水板等設置工事費補助制度」を創設しました。市街化区域内にて浸水実績及び氾濫解析により浸水被害の恐れのある建物に止水板等を設置する市民に対し補助金を交付することで、浸水被害の防止又は軽減を図っています。

リーフレットの配布

心身健康 生活習慣改善教室



心身健康 生活習慣改善教室

補助制度について

① 対象者
市内在住の18歳以上の市民で、生活保護受給者でないこと。

② 対象費
生活保護受給者でないこと。

③ 対象施設
市内在住の18歳以上の市民で、生活保護受給者でないこと。

④ 申請方法
市内在住の18歳以上の市民で、生活保護受給者でないこと。

⑤ 申請期間
市内在住の18歳以上の市民で、生活保護受給者でないこと。

手続費の徴れ

① 申請料
市内在住の18歳以上の市民で、生活保護受給者でないこと。

② 申請料
市内在住の18歳以上の市民で、生活保護受給者でないこと。

③ 申請料
市内在住の18歳以上の市民で、生活保護受給者でないこと。

④ 申請料
市内在住の18歳以上の市民で、生活保護受給者でないこと。

⑤ 申請料
市内在住の18歳以上の市民で、生活保護受給者でないこと。

⑥ 申請料
市内在住の18歳以上の市民で、生活保護受給者でないこと。

心身健康 生活習慣改善教室

心身健康 生活習慣改善教室

止水板の設置状況

PRポイント

※対象建築物に止水板等を設置する工事及び設置に伴う関連工事に係る費用の1/2（上限50万円）の補助金交付

問い合わせ 鹿児島県国分市一本松茂津河川課 TEL:096/23-5691

27

(流域治水優良事例集ホームページURL:

https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/pdf/r512_jireisyuu_01.pdf)